

令和元年8月14日

市政記者クラブ 様

瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課
担当：河内（電話852-9381）

瑞穂区役所における生活保護返還金に係る納付書の誤送付について

このたび、瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、下記のとおり生活保護返還金に係る納付書（※）（以下「納付書」といいます。）の誤送付がありましたので、ご報告します。

記

1 概要

生活保護受給者であるAさんあての納付書を封入する際、別の生活保護受給歴のあるBさんの納付書も誤って同封し、8月9日（金）に送付してしまいました。

8月13日（火）、Aさんから電話で連絡があり、その事実が判明しました。

2 漏えいした個人情報

Bさんの生活保護を受給した事実、住所、氏名、納付金額

3 対応

8月13日（火）にAさんに謝罪するとともに、誤送付した納付書を回収しました。

Bさんに対し、同日、事情を説明のうえ謝罪し、改めて納付書をお渡しすることとしました。

4 原因

職員が、重なった2通の納付書を1通と誤認し同封したことに加え、封入時における複数の職員による確認が不十分であったことによります。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知するとともに、文書封入時の複数の職員による点検を徹底します。

（※）生活保護返還金に係る納付書

生活保護受給中に収入があることが判明したことに伴い、発生した返還金を納付するためのもの。